



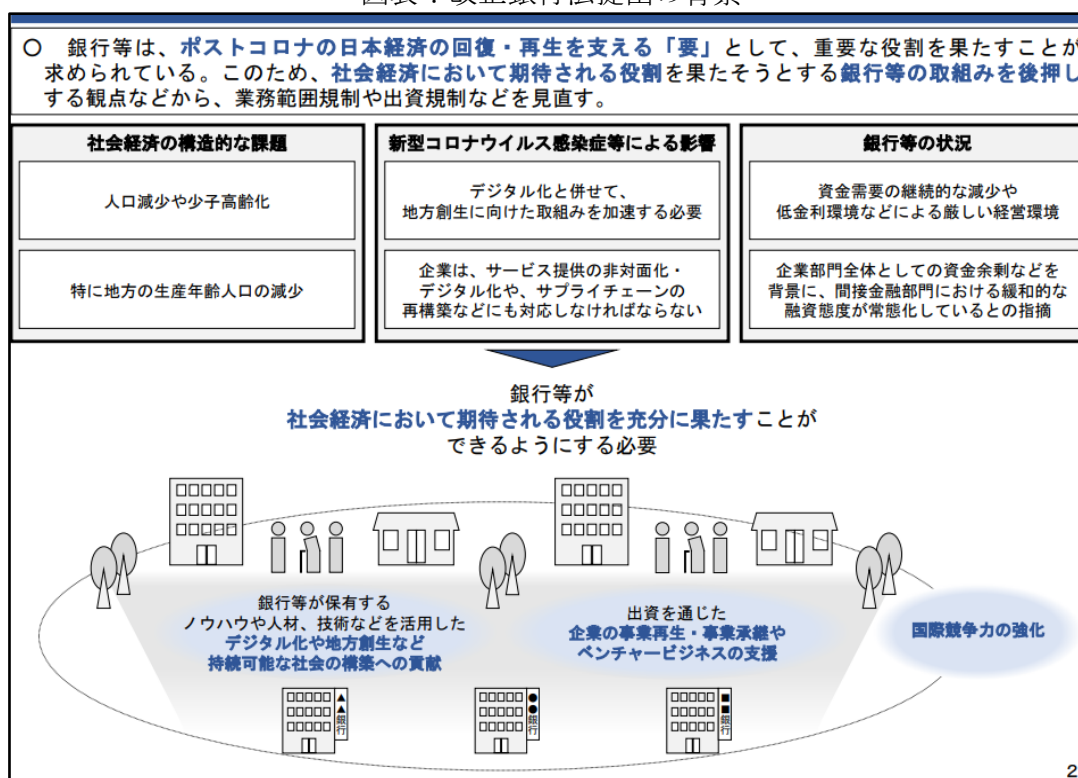
2021年6月15日

銀行法改正により新たな収益化戦略の幅が広がるわが国の銀行

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 主任研究員 志波和幸

2021年3月に金融庁が第204回通常国会で提出した「改正銀行法¹」は衆参両議院で可決のうえ5月26日に公布された²。同庁は当該法案提出事由の一つに「ポストコロナの日本経済の回復・再生を支える要として期待される役割を果たそうとする銀行等の取組みを後押しする観点などから、業務範囲規制や出資規制などを見直すため」を挙げている。

図表：改正銀行法提出の背景



(出典：金融庁 説明資料 (<https://www.fsa.go.jp/common/diet/204/01/setsumei.pdf>) より)

¹ 当該法案の正式名称は、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」である。

² <https://www.fsa.go.jp/common/diet/204/index.html> ご参照。衆議院では4月27日に、参議院では5月19日に両院とも賛成多数で可決された。なお、当該改正法案は今年11月に施行される見通しである。

これにより、①銀行本体で営むことが可能な業務に「銀行業の経営資源を主として活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務」が、そして、②銀行子会社・兄弟会社には「フィンテック企業に加え、地方創生などに資する業務を営む会社」が追加された。具体的には、①には「自行アプリや IT システムの販売業務」、「登録型人材派遣業務」、「幅広いコンサル・マッチング業務」などが、②には「地元製品の販売など地域経済に寄与する非上場企業」などを加えることが可能となった³。さらに、銀行等が出資を通じた企業の経営改善強化のための出資可能範囲と期間の拡充や、非上場の地域活性化事業会社に対する 100%出資を可能とした。

こうした銀行等の業務範囲及び支援可能業種の拡大は、デジタル化や地方創生などのわが国の社会構造の変革に対し、銀行等が支援できる体制を準備するための施策であると同時に、低金利継続などで銀行等の収益環境が厳しさを増すなか、DX（デジタルトランスフォーメーション）や銀行内で蓄積したノウハウを有する人材を駆使・活用し新たな金融ビジネスを切り開くことを可能とした。

特に後者は、今まで銀行等が本業の金融業務以外に手を出して経営が悪化すれば顧客や預金者に悪影響をもたらすリスクを懸念しその業務範囲を厳しく制限していた今までの方策を転換し、条件付きながらも緩和したものである。そして同時に、非金融事業者による銀行業務参入が比較的容易であるという旧法のアンバランスを解消した。

これまでも、メガバンクは個人・法人合わせて数千万口座、小規模の地方銀行でも百万口座規模の顧客データを活用し、銀行・信託・証券・保険等の金融サービスのエコシステム（経済圏）を構築してきたが、今般の法令改正により金融以外の様々な産業や属性の顧客間の商流やお金の流れを紐付け、それを拡大することが可能となったのである。

従って今後銀行等はその経済圏拡大の手法が問われることになる。今まで各銀行等が構築してきた顧客ネットワークを自ら主体的に発展させる方法もあれば、EC 事業者や通信業者やデジタル・プラットフォーマーと提携しお互いの弱みを補い合いつつ両者のエコシステムを拡大する方法もある⁴。欧米等先進国の大手金融機関でも、新しいサービスの提供やビジネスモデルの変革により新たな収益を創出するという DX 戦略はまだ確立できておらず限定的なものに留まっているとの報告⁵もあるなか、わが国の各銀行等が今般の法令改正を機にどのような戦略を選択・実行するのか、その手腕に注目が集まろう。

以 上

³ 具体的な業務・会社については、実施状況を踏まえ内閣府令に個別列挙・追加される。

⁴ 例えば、2021年5月11日に三菱UFJ銀行（口座基盤：3,000万人）とNTTドコモ（会員基盤：8,000万人）は新たなデジタル金融サービスの提供に係る業務提携契約を締結した。今後、データを活用した新事業や新サービスの企画・開発などを目的とした合弁会社の設立や、両社による独自の住宅ローンの開発や資産運用サービスでの協働など、金融サービスの各領域における協働事業を検討する予定。詳細は、https://www.nttdocomo.co.jp/info/news_release/2021/05/11_01.html をご参照。

⁵ 例えば、「日銀レビュー『わが国の銀行におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）』（2021年3月、日本銀行金融機構局）」（p3）をご参照。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代)

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>